

のための啓発用パンフレットを作成し、全ての大学等の新一年生に配布するなど、各種施策を実施している。

厚生労働省では、地域において、若者の薬物乱用防止等に関する相談の充実を図るとともに、医療機関による対応の充実を図っている。

また、薬物の再乱用を防止するための取組として、保健所及び精神保健福祉センターにおける薬物相談窓口において、薬物乱用者本人やその家族に対する相談事業や家族教室の実施等により再乱用防止対策の充実を図っている。薬物関連問題に関する相談は、ホームページ等で相談窓口を紹介しており、平成21年度実績で、保健所7,685件、精神保健福祉センター3,967件の相談があった。

(4) 少年審判

家庭裁判所は、非行少年に対する調査・審判を行い、非行があると認めるときは、家庭裁判所調査官の調査結果等も考慮して、少年を保護処分（保護観察、児童自立支援施設等送致又は少年院送致）に付し、保護処分に付さない場合でも教育的措置（指導助言等）を講じる。また、犯行時14歳以上の少年に係る禁錮以上の刑に当たる罪の事件について、刑

事処分を相当と認めるときは、検察官に送致する。

ア 受理の状況（最高裁判所）

平成21年における少年保護事件の全国の家裁裁判所での新規受理人員は、17万2,050人で、その非行別の内訳は、第2-3-2図②のとおりである。

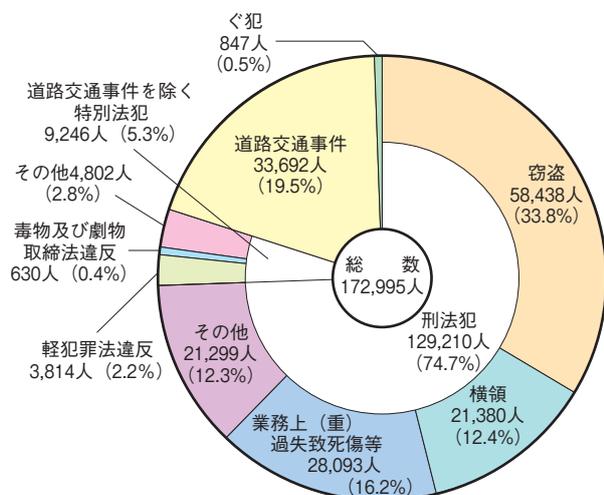
平成21年は前年と比較して945人(0.5%)減少している。増加人数の多い非行は、窃盗(2,443人増・4.2%増)、道路交通事件(253人増・0.8%増)、軽犯罪法違反(176人増・4.6%増)等で、減少人数の多い非行は、横領(1,761人減・8.2%減)、業務上(重・自動車運転)過失致死傷(1,240人減・4.4%減)、傷害(486人減・7.8%減)等である。

イ 処理の状況（最高裁判所）

平成21年における少年保護事件の終局人員は17万251人で、このうち一般事件（交通関係事件を除く少年保護事件）が10万9,837人、交通関係事件（業務上(重・自動車運転)過失致死傷、危険運転致死傷及び道路交通事件）が6万414人となっている。

これを終局決定別にみると、第2-3-3

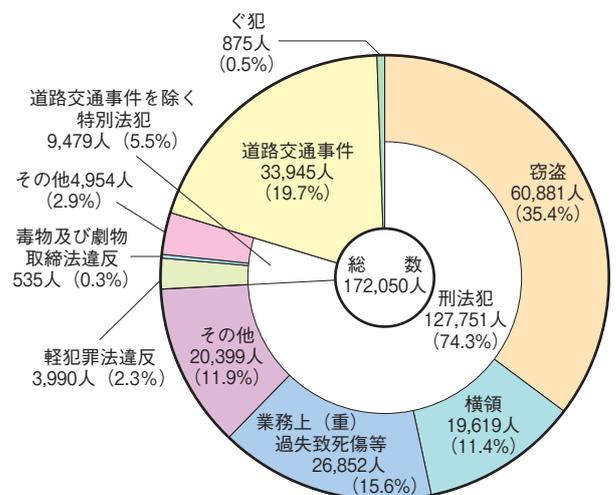
第2-3-2図① 家庭裁判所の少年保護事件の新規受理人員非行別構成比（平成20年）



(注) 業務上(重)過失致死傷等とは、業務上(重・自動車運転)過失致死傷及び危険運転致死傷を指す。傷害は、「刑法犯—その他」に含まれる。

資料：最高裁判所「司法統計年報」

第2-3-2図② 家庭裁判所の少年保護事件の新規受理人員非行別構成比（平成21年）



(注) 業務上(重)過失致死傷等とは、業務上(重・自動車運転)過失致死傷及び危険運転致死傷を指す。傷害は、「刑法犯—その他」に含まれる。

資料：最高裁判所「司法統計年報」

図②のとおりである。

① 保護処分

平成21年に保護処分に付された少年は3万445人で、その内訳は、一般事件が1万6,848人(55.3%)、交通関係事件が1万3,597人(44.7%)である。前年と比較し1,028人(3.3%)減少している。

○ 保護観察

保護観察に付された少年は2万6,172人で、その内訳は、一般事件が1万2,923人(49.4%)、交通関係事件が1万3,249人(50.6%)であり、交通関係事件のうち9,817人(74.1%)は交通短期保護観察に付されたものである。前年と比較し1,013人(3.7%)減少している。

○ 児童自立支援施設等送致

児童自立支援施設又は児童養護施設送致となった少年は312人である。この処分は、少年を児童福祉施設に送致するもので、その対象のほとんどが15歳以下の少年である。

○ 少年院送致

少年院送致となった少年は3,961人で、その内訳は、一般事件が3,614人(91.2%)、交通関係事件が347人

(8.8%)である。前年と比較して、一般事件は63人(1.8%)増加し、交通関係事件は87人(20.0%)減少している。

② 検察官送致

平成21年に刑事処分が相当であるとして検察官送致となった少年は4,203人で、前年と比較して147人(3.6%)増加している。そのうち3,994人(95.0%)が交通関係事件によるものである。

③ 児童相談所長等送致

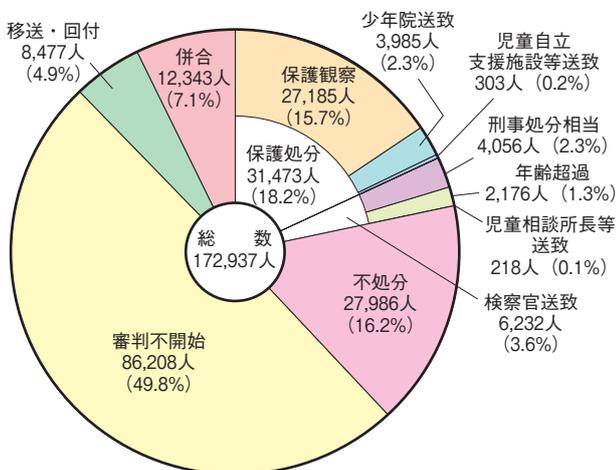
知事又は児童相談所長送致は、少年の処遇を児童福祉機関の措置にゆだねるもので、児童自立支援施設等送致と同様にその対象のほとんどが15歳以下の少年であるが、毎年その数は少なく、平成21年は229人である。

④ 審判不開始及び不処分

審判不開始及び不処分は、調査の結果、審判を開いたり保護処分に付する必要があると認められる少年に対して行われる決定である。

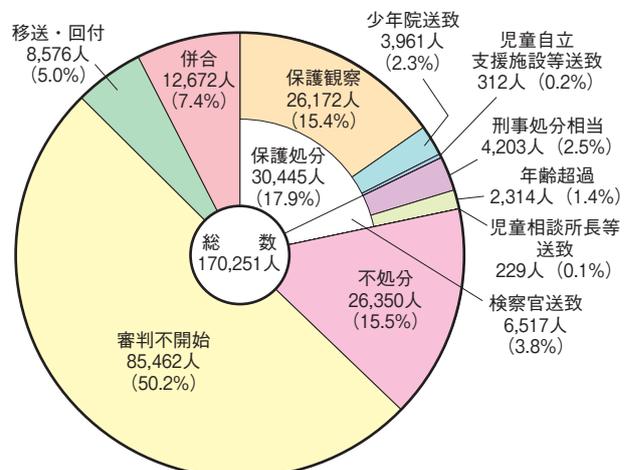
保護処分に付する必要があるとしてこれらの決定がされる場合にも、調査及び審判の段階で、少年の持つ問題性に応じて、裁判官、家庭裁判所調査官が訓戒や

第2-3-3図① 家庭裁判所の少年保護事件終局決定別構成比(平成20年)



資料：最高裁判所「司法統計年報」

第2-3-3図② 家庭裁判所の少年保護事件終局決定別構成比(平成21年)



資料：最高裁判所「司法統計年報」

被害者への謝罪等の指導を行って非行を反省させたり、学校等と連絡を取って生活態度や交友関係等の改善に向けた協力態勢を築いたり、「犯罪被害を考える講習」や地域の清掃等社会奉仕活動に参加させるなどの教育的措置を講じたりして、再非行防止の働き掛けをしている。

また、少年の再非行を防止するために家族が果たす役割は大きく、家庭裁判所においては、少年の非行に家族関係が及ぼしている影響を見極めて、問題解決に向けて家族関係の調整を行ったり、社会奉仕活動に少年と保護者を参加させるなどの働き掛けを行っている。

ほかにも、保護者会を実施して保護者の感情や経験を語り合う場を設けて少年に対する指導力を高めさせたり、保護者が主体的に養育態度を考え直し、監護についての責任を自覚するように働き掛けしている。

(5) 被害者への配慮（内閣府、警察庁、法務省、最高裁判所）

平成17年12月27日、総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を定めた「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定された。同計画においては、少年事件の被害者等に係る施策も盛り込まれている。

警察では、被疑少年の健やかな育成に留意しつつ、捜査上の支障のない範囲内で、少年事件の被害者等の要望に応じて、捜査状況等に関する情報を可能な限り提供するように努めている。

法務省では、全国の検察庁において、少年事件の犯罪被害者等を含むすべての犯罪被害者やその親族の心情等に配慮するという観点から、犯罪被害者等に、事件の処分結果等の情報を提供し、少年院、地方更生保護委員会及び保護観察所においては、少年院送致処分又は保護観察処分を受けた加害少年について、加害少年の健全な育成に留意しつつ、被害者等の希望に応じて、少年院における処遇

状況に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。検察庁、地方更生保護委員会及び保護観察所においては、刑事処分となった少年についても、被害者等の希望に応じて、事件の処分結果、裁判結果、加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している（http://www.moj.go.jp/hisho/kokusai/kanbou_hisyo26.html）。

また、「更生保護法」（平19法88）に基づき、地方更生保護委員会が、少年院からの仮退院の審理において犯罪被害者等の意見等を聴取する制度及び保護観察所が犯罪被害者等の心情等を保護観察中の加害少年に伝達する制度を実施している（http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_victim01.html）。

「少年法」（昭23法168）では、被害者への配慮の充実を図るために、

- ① 被害者等による記録の閲覧及び謄写
- ② 被害者等の申出による意見の陳述
- ③ 被害者等に対する審判結果等の通知
- ④ 一定の重大事件の被害者等による少年審判の傍聴
- ⑤ 被害者等に対する審判状況の説明

の制度が設けられている。家庭裁判所は、これらの制度の適切な運用に努めているほか、被害者の心情等に十分配慮しながら、被害状況、被害感情等について、家庭裁判所調査官が被害者に直接会って話を聞くなどして、その声を少年審判手続に反映させている。

そのうち、平成20年12月15日から施行された④及び⑤について、同日から平成21年12月31日までの運用状況は次のとおりである。

審判の傍聴の対象となった事件は225件であり、そのうち100件について申出がされ、86件について審判の傍聴が認められている。申出が認められなかった11件については、審判が開始されず事件が終局したことによるもの、申出資格がない者からの申出によるもの等である。また、残りの3件については、申

出後に取下げとなったものである。

次に、審判状況の説明の申出人数は432人であり、そのうち423人について申出が認められている。申出が認められなかった9人については、審判が開始されず事件が終局したことによるもの、申出資格がない者からの申出によるものである。

(6) 少年鑑別所等（法務省）

少年鑑別所は、主として家庭裁判所から観護措置の決定がされた少年を収容するとともに、医学、心理学、教育学、社会学その他専門的知識に基づいて、その資質の鑑別を行う施設である。観護措置による収容期間は、原則として2週間以内であるが、特に必要のあるときは、家庭裁判所の決定により、期間が更新（延長）されることがある（最長8週間）。鑑別の結果は、鑑別結果通知書として家庭裁判所に送付されて審判の資料となるほか、保護処分が決定された場合には、少年院、保護観察所に送付され、処遇の参考にされる。

また、少年鑑別所においては、退所する少年の多くが地域社会に戻り、処遇を受けていること等を踏まえ、少年の法的地位等を考慮しつつ、その健全な育成に配慮した観護処遇を実施している。

なお、鑑別には、上述の少年を収容して行う「収容鑑別」のほか、家庭裁判所からの請求に応じて、少年を収容せずに行う「在宅鑑別」、少年院、刑事施設、保護観察所等の法務省関係機関からの依頼に応じて行う「依頼鑑別」、地域住民、学校、職場等の一般からの依頼に応じて行う「一般少年鑑別」がある。

(7) 少年院、児童自立支援施設等

ア 少年院・少年刑務所（法務省）

少年院は、家庭裁判所において少年院送致の保護処分に付された少年及び16歳に達するまでの間少年院において刑の執行を受ける少年を収容し、これに矯正教育を行う施設である。収容対象となる少年の年齢、犯罪的傾向の進度及び心身の故障の有無に応じて初等、中等、特別及び医療の4種類

がある。

各少年院では、生活指導、職業補導、教科教育、保健・体育及び特別活動の各領域で構成される教育課程（在院者の特性及び教育上の必要性に応じた教育内容を総合的に組織した標準的な教育計画）を編成するとともに、個々の少年について、少年鑑別所及び家庭裁判所の情報や意見を参考にして個別的処遇計画を作成し、効果的な教育を実施するよう努めている。

刑事裁判において、懲役又は禁錮の実刑の言渡しを受けた少年は、刑執行のため、主に少年刑務所等に収容されるが、少年刑務所等においては一人一人に個別担任を指定し、個別面接や日記指導等の個別的な指導を行う等、心身が発達段階にあり、可塑性に富むなどといった少年受刑者の特性に応じた矯正処遇を処遇要領に基づき実施している。

イ 児童自立支援施設（厚生労働省）

児童自立支援施設においては、不良行為をなし、又はなすおそれのある子ども等に対して、その自立を支援することを目的として、一人ひとりの状況に応じた支援・ケアを行っている。

(8) 更生保護、自立・立ち直り支援

ア 少年院からの仮退院、少年刑務所等からの仮釈放及び保護観察の概要（法務省）

少年院からの仮退院及び少年刑務所等からの仮釈放は、少年院及び少年刑務所等の矯正施設に収容されている者について、法律、判決又は決定によって定められている収容期間の満了前に仮に釈放し、その円滑な社会復帰を促す措置であり、少年院からの仮退院及び少年刑務所等からの仮釈放を許された者は、収容期間が満了するまでの間、保護観察を受ける。平成21年における少年院仮退院者は、全出院者の99.4%に当たる3,869人であった。

少年院からの仮退院及び少年刑務所等からの仮釈放に先立って、保護観察所は、出

院・出所後の少年を取り巻く環境（家庭、職場、交友関係等）が、その改善更生を促す上で適切なものとなるよう、引受人等との人間関係、出院・出所後の職業等について調整を行い、受入体制の整備を図っている。

保護観察は、非行があったり犯罪をした少年等に、社会生活を営ませながら、その改善更生を図る上で必要な生活及び行動に関する一定の事項（遵守事項及び生活行動指針）を守って健全な生活をするよう指導監督するとともに、自助の責任を踏まえつつ、就学・就職その他について補導援護することにより、少年等の改善更生を促すものであり、保護観察官と民間篤志家である保護司とが協働して、その実施に当たっている。

平成21年中に保護観察所が新たに開始した保護観察事件数は、成人事件を含め4万8,488件であったが、このうち61.8%に当たる2万9,963件が、家庭裁判所の決定により保護観察に付された少年又は地方更生保護委員会の決定により少年院からの仮退院を許された少年の事件であった。少年の保護観察に関する動向として近年では、暴走族に関係のある少年や無職少年の比率が高い比率を占める状態が続いている。

イ 保護観察の実効性の向上等（法務省）

複雑かつ困難な問題性を抱えた処遇困難な少年が増加していることを踏まえ、問題性の高いケースについては、保護観察官による直接的関与の程度を強めるなどにより重点的な働き掛けを行うほか、少年の持つ問題性、その他の特性を類型化し、各類型の特性に焦点を当てた処遇を実施している。

また、北海道雨竜郡沼田町において、主に少年院を仮退院した少年を対象とし、旭川保護観察所の駐在官事務所に設置された宿泊施設に居住させ、濃密な保護観察を実施するとともに、同町が運営する農場で農業実習を受けさせ、改善更生の促進を図る

「沼田町就業支援センター」が平成19年10月に開所した。

なお、保護観察における遵守事項を整理して充実させるとともに、保護観察の実施状況に応じて特別遵守事項の変更ができることとするなど更生保護の機能を充実強化する「更生保護法」が平成19年6月に成立し、平成20年6月1日に全面施行された。

ウ 処遇全般の充実・多様化

① 社会参加活動や社会奉仕活動等への参加（法務省）

保護観察を実施する上においては、犯罪や非行の態様の変化や個々の少年の抱える問題性に適切に対応できるよう、処遇の充実・多様化を図っている。

例えば、非行少年には、否定的な自己イメージを抱き、健全な対人関係を持たず、社会からの疎外感を感じている者が多いが、介護・奉仕活動やレクリエーション等を行う社会参加活動に参加することにより、それらの問題の改善が期待できる。そこで、保護観察所においては、保護観察に付されている少年を対象に、上記社会参加活動を実施し、その改善更生に向けた支援を行っており、今後も引き続き、少年の特性や地域の実情に応じて、多様な活動を実施していくこととしている。

また、少年院においても、矯正教育の一環として、地域の福祉施設等の協力を得て、社会奉仕活動等の院外教育を実施している。

② 被害者との関係改善に向けた加害者の取組の支援（法務省）

近年、刑事司法の分野において、被害者やその親族の心情等について、一層の配慮を行うことが求められるようになってきている。各少年院及び少年刑務所等においては、意図的・計画的に「被害者の視点を取り入れた教育」が実施されるよう、矯正教育・改善指導等の充実に努

めており、同教育により、自分の犯した罪と向き合い、犯した罪の大きさや被害者の心情等を認識し、被害者に誠意をもって対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせるための働き掛けを行っている。

保護観察においても、個々の事案の状況に応じ、その処遇過程等において、少年が自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや被害者の心情等を認識し、被害者に対して誠意をもって対応していくことができるようになるための助言指導を行っている。

また、平成19年3月からは、被害者を死亡させ又はその身体に重大な傷害を負わせた事件により保護観察に付された少年に対して、犯した罪の重さや被害者の実情等を認識させながら被害者に対する謝罪の気持ちをかん養し、具体的なしよく罪計画を策定させるしよく罪指導を実施している。

さらに、家庭裁判所では、被害の実情や被害感情を少年に伝えて内省を深めさせるとともに、被害者の声を少年審判手続に反映するよう努めている。また、被害者に謝罪や弁償がされてなければ、少年や保護者に指導を行っている。

エ 民間ボランティア団体等との連携（法務省）

法務省の主唱により実施している“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～等の機会において、非行防止と改善更生の援助について、国民一人一人の理解と協力を広く求めている。更生保護を支えているボランティアとしては、次のような人々が挙げられる。

① 保護司

「保護司法」（昭25法204）に定めるところにより、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員である。処遇の専門家である

保護観察官と協働して、保護観察、生活環境の調整、地域社会における犯罪予防活動等に当たっている。現在、全国で約4万9,000人の保護司が法務大臣の定めた保護区ごとに配属され、地域事情に通じた利点をいかして活動している。

なお、保護司会と地域の関係機関・団体との連携を強化し、処遇活動、犯罪防止活動を始めとする更生保護の諸活動を一層促進するための拠点として、平成20年度からモデル的に「更生保護活動サポートセンター」を導入しており、平成22年4月現在21か所に設置されている。

② 更生保護施設

「更生保護事業法」（平7法86）の定めるところにより、法務大臣の認可等を受けて設置・運営される施設であり、保護者がいないなどの理由で、改善更生が困難な少年院仮退院者や保護観察中の少年等を保護し、各種の生活指導や宿泊場所の提供、食事の供与、就労の援助等を行うことにより、その自立更生を支援している。少年専用の更生保護施設では、入所中の少年の円滑な自立更生を促進するための効果的なプログラムの実施等、処遇機能の充実化を図るための取組がなされている。平成22年4月現在、全国に更生保護施設は104施設あり、このうち少年を保護の対象とする施設は、84施設ある。なお、更生保護施設は平成20年（当時は101施設）までは、すべて「更生保護事業法」に基づく更生保護法人によって運営されていたところ、平成21年以降、社会福祉法人等の更生保護法人以外の法人が施設運営に参入している。

③ 更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会を実現しようとするボランティア団体であり、非行のある青少年の改善更生の援助、地域社会の非行防止、子育て支援活動など、地域に根ざした幅広い活動を展開している。

平成22年4月現在、全国で約19万人の会

員が、市町村等を単位に地区会を結成し、全国各地で活動している。

④ BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会

非行など、様々な問題を抱える少年の悩み相談や学習支援などを通して、その自立を支援する「ともだち活動」を始め、非行防止や子どもの健全育成のための多彩な活動を行っている青年ボランティア団体である。

平成22年4月現在、全国で約4,500人の会員が、市町村等を単位とした地区組織や大学を単位とした学域組織を結成し、全国各地で活動している。

⑤ 協力雇用主

犯罪や非行歴のある人に、その事情を承知した上で職場を提供し、その人の立ち直りに協力しようとする民間の事業主で、平成22年4月現在、全国に約8,500の事業主がいる。

犯罪や非行歴のある人は、そのために職業を得ることが難しく、また、就職しても職場での理解を得にくい場合があるため、協力雇用主は、健全な就業生活の確保に極めて重要な役割を果たしている。

(9) 非行少年に対する就労支援等 (法務省、厚生労働省)

少年院や少年刑務所等においては、処遇の一環として、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起し、各種の資格取得を奨励しているほか、公共職業安定所等との連携による職業講話、職業相談、職業紹介、求人情報の提供等、求職活動を容易にするための就労支援を実施している。

保護観察所においては、少年院や少年刑務所等矯正施設に在院・在所中の少年について、矯正施設や家族、学校等と協力し、出院・出所後の就労先の調整・確保に努めている。

保護観察中の無職少年等に対しては、その処遇過程において、就労意欲がない原因や意欲があっても就労できない理由、就労しても

継続しない理由等、不就労の原因となっている問題点の把握に努め、その解消を図るための助言指導を行っている。

ハローワークにおいては少年院、刑務所、保護観察所等と連携して、出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象とした職業相談、職業紹介、セミナー・事業所見学会、職場体験講習、トライアル雇用等の就労支援策を推進しているほか、就労後の相談、問題点の把握、問題解決のための助言等、就労継続のための支援を行っている。

(10) いじめ・暴力対策 (警察庁、文部科学省)

いじめ、暴力行為といった児童生徒の問題行動は依然として相当数に上っており、教育上の大きな課題となっている。文部科学省では平成19年2月5日に通知を発出し、問題行動が起こったときには、粘り強い指導を行い、なお改善が見られない場合には、出席停止や懲戒などの措置も含めた毅然とした対応をとることを各都道府県・指定都市教育委員会や学校に対して求めた。また、「生徒指導・進路指導総合推進事業」においては、いじめや暴力行為等生徒指導上の課題について、未然防止、早期発見・早期対応につながる取組や関係機関等と連携した取組等について自治体、特定非営利活動法人、民間団体等が行っている調査研究を支援し、成果の普及を図っている。

平成22年3月には生徒指導に関する学校・教員向けの基本書として「生徒指導提要」を作成し、各教育委員会及び学校に配布した。本書では、いじめ、暴力行為等個別の課題ごとの対応の基本的な考え方について解説している。

平成22年度は、専門家や学校現場の関係者による研究会を立ち上げ、教育現場における暴力行為への効果的な対応の在り方についての検討を行っている。

警察では、少年相談活動や学校との情報交換等により、いじめの早期把握に努めるとともに、いじめ事案を認知した場合は、積極的

かつ的確な事案処理を行っている。

また、プライバシーに配慮しつつ、警察が得たいじめの原因、実態等に関する情報を関係者に提供するなどにより、いじめの解決及び再発防止に努めている。

さらに、学校との連携の一層の強化を図るなど、校内暴力事件の早期把握に努め、悪質な事案に厳正に対処するとともに、非行集団の実態解明と集団の解体補導を推進しているほか、非行防止に関する情報交換を行うなど、内容に応じた適切な措置と再発の防止に努めている。

4 子どもの貧困問題への対応

(1) 経済的困難を抱える家族への支援（文部科学省、厚生労働省）

再掲（第2章第1節5）

(2) ひとり親家庭への支援（厚生労働省）

母子家庭等対策については、「母子及び寡婦福祉法」（平14法119）等に基づき、①子育て・生活支援策（保育所の優先入所等）、②就業支援策（知識技能の習得に係る給付金の支給等）、③養育費の確保策（養育費相談支援センターの設置等）、④経済的支援策（児童扶養手当の支給等）といった総合的な自立支援策を展開している。

特に、安心こども基金を活用して、平成21年6月から、平成23年度末までに修業を開始した者について高等技能訓練促進費の支給期間を修業期間全期間へ延長するなど、母子家庭の母の就業支援策等の充実を図っているほか、平成22年8月分より父子家庭の父にも児童扶養手当を支給し（最初の支給時期は平成22年12月）、ひとり親家庭の自立支援の拡充を図っている。

また、生活保護受給者に対しては、母子加算を支給している。

(3) 状況把握（厚生労働省）

2009（平成21）年10月及び11月、貧困に関する指標として、OECDの計算方法に基づき、我が国の子どもの相対的貧困率を含む相

対的貧困率を公表した。

これによると、2007（平成19）年調査の相対的貧困率は、全体で15.7%、子どもで14.2%となっている。一方で、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は12.2%であり、そのうち、大人が1人いる世帯の相対的貧困率は54.3%、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率は10.2%となっている。

また、OECDでは、2000年代半ばまでのOECD加盟国の相対的貧困率を公表しているが、これによると、我が国の相対的貧困率はOECD加盟国30か国中27位と高い水準となっており、特に子どもがいる現役世帯のうち大人が1人いる世帯の相対的貧困率が加盟国中最も高くなっている。

こうした指標等から、ひとり親家庭等、大人1人で子どもを養育している家庭において、特に、経済的に困窮しているという実態がうかがえる（図表はP.31参照）。

5 困難を有する子ども・若者の居場所づくり

(1) 非行少年の立ち直り支援

ア 「自立援助ホーム」の充実（厚生労働省）

施設等を退所したが、社会的自立が十分ではない児童等に対し、日常生活上の援助及び就業等の支援を行う「自立援助ホーム」（児童自立生活援助事業）の充実に努めている。

イ 立ち直り支援（警察庁、法務省、文部科学省）

警察では、少年が非行を繰り返さないために、少年本人に対する助言、指導等の補導を継続的に実施しているほか、社会奉仕活動や社会参加活動等の居場所づくりを推進するなど、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図る観点から、問題を抱えた少年の立ち直り支援活動を積極的に推進している。

現在、法務省が主唱する“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～等において、全